

「検査料の点数の取扱いについて」 一部訂正に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、このたび厚生労働省保険局医療課からの事務連絡（令和元年 7 月 9 日付）として「検査料の点数の取扱いについて」（平成 30 年 11 月 30 日付け保医発 1130 第 5 号）が一部訂正されました。
取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

（ 記 ）

■ 訂正された項目

点数 区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考
D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査					
	FLT3 遺伝子検査	PCR 法及び キャピラリー電気泳動法	4200	血液 125	※

※ 下線部が訂正されました。
イ 本検査は、再発又は難治性の急性骨髄性白血病（急性前骨髄性白血病を除く）の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR 法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3 遺伝子の縦列重複 (ITD) 変異及びチロシンキナーゼ (TKD) 変異の評価を行った場合に限り、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。

本訂正により、従来は FLT3 遺伝子の①縦列重複 (ITD) 変異、②チロシンキナーゼ (TKD) 変異検査のどちらか一方を検査することで、実施料算定が可能でしたが、訂正後は両検査の実施が必要になります。

以上